

七 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

改正案

現行

<p>（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）                  第六条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用する銀行法の規定（同法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定を除く。）の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）                  第六条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用する銀行法の規定（同法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定を除く。）の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
<p>読み替える銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替える銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第五十二条の第十九第一項</p>	<p>取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）</p>	<p>取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者</p>	<p>第五十二条の十九条第一項</p>	<p>取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）</p>	<p>取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者</p>

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)